

## 「高円宮殿下記念地域伝統芸能賞」、「地域伝統芸能大賞」「地域伝統芸能奨励賞」および「祭り文化普及功労賞」表彰制度の概要について

### ● 地域伝統芸能賞等の沿革

一般財団法人地域伝統芸能活用センターでは、地域伝統芸能の活用を通じ、観光の振興や地域商工業の振興に多大な貢献をしたと認められる団体や個人を顕彰するため、平成5年度に「地域伝統芸能大賞」を、15年度に「高円宮殿下記念地域伝統芸能賞」を制定し、それぞれ表彰を行ってきている。

これらの事業は、全国各地の伝統芸能の関係者の中で、高い評価を得、今やこの分野で代表的な表彰制度として、定着してきている。

### ■ 「高円宮殿下記念地域伝統芸能賞」、「地域伝統芸能大賞」

#### 1. 表彰の目的

地域伝統芸能等の活用を通じ観光の振興又は、地域商工業振興に多大の貢献をしたと認められる個人又は団体を表彰することにより、国民の地域伝統芸能等の活用に対する認識を高めるとともに、ゆとりある国民生活及び地域固有の文化等を活かした個性豊かな地域社会実現に寄与することを目的とする。

#### 2. 表彰の対象者

##### (1) 地域伝統芸能大賞

次のいずれかに該当するものであって、多年にわたり、地域の民衆の生活の中で受け継がれ、当該地域固有の歴史、文化等を色濃く反映した伝統的な芸能及び風俗習慣（以下「地域伝統芸能等」という。）の活用を通じ、観光又は商工業の振興に顕著な貢献のあったものに対して「地域伝統芸能大賞」を授与する。

##### (イ) 保存継承賞（第1類）

地域伝統芸能等の実演に係わる団体又は個人

（例 ○○保存会）

##### (ロ) 活用賞（第2類）

地域伝統芸能等を活用した行事の実施主体（地方自治体を含む）

（例 ○○フェスティバル実行委員会等）

##### (ハ) 支援賞（第3類）

地域伝統芸能等に係る人材の確保、地域伝統芸能等に係る実演等を行うための施設の確保、地域伝統芸能等に用いられる衣装・器具等物品の確保、活用製品、宣伝、観光旅行者及び顧客の利便の増進等に関する事業にかかわる団体又は個人

（例 衣装・用具等の製造者）

##### (ニ) 地域振興賞（第4類）

前各号の他、地域伝統芸能等の活用を通じ、観光又は商工振興に特に顕著な貢献のあったもの。

## (2) 高円宮殿下記念地域伝統芸能賞

(1)－(イ)～(ニ)に該当する団体又は個人であって、特に地域伝統芸能の保存、継承及び活用に抜きん出た功績の認められるものに対して「高円宮殿下記念地域伝統芸能賞」を授与する。

## ■ 「地域伝統芸能奨励賞」

### 1. 表彰の目的

日本各地に伝わる伝統芸能の技の継承に、日頃から地道な努力を重ね、その地域の伝統芸能をになって立つと期待される、将来有望な若い新人や、あるいは、伝統芸能を活用した新しい行事等の企画・運営により、地域の観光振興や商工業の発展に取り組んでいる団体を発掘し、激励することにより、地域伝統芸能の保存と継承を図り、ゆとりある国民生活及び地域固有の文化等を活かした個性豊かな地域社会実現に寄与することを目的とする。

### 2. 表彰の対象者

(1) 多年にわたり、地域の民衆の生活の中で受け継がれ、当該地域固有の歴史、文化等を色濃く反映した伝統的な芸能及び風俗習慣（以下「地域伝統芸能等」という。）を受け継ぐため、

(イ) 地域伝統芸能等の継承に、日頃から地道な努力を重ね、周囲の模範となる貢献をしている新人若しくは団体、又は個人。

(ロ) 地域伝統芸能等を活用した新しい行事等を企画・運営することにより、将来に向けて当該地域の新しい観光需要の創出や商工業の発展に大きく貢献することが期待される団体。

(2) 被推薦者が個人である場合、その年齢については、表彰制度の主旨にかんがみて概ね 40 歳以下の者を対象とすることが望ましいが、伝統芸能の種類が多岐にわたっており、芸能の分野によっては、その技の習得に相当長期間の修行を要するものもあることから、年齢の上限については、推薦を受ける芸能の実体に応じて、弾力的に運用することが出来る。また、被推薦者が団体である場合、概ね、ここ 10 年以内に結成されたか、構成員の平均年齢が 40 歳以下か、又は 10 年以内の新しい企画・運営による行事等を実施している団体を対象とする。

## ■ 「祭り文化普及功労賞」

### 1. 表彰の目的

祭りや地域伝統芸能等に関する絵画、音楽等の創作、公演、その他祭りや地域伝統芸能等の紹介活動等により、祭りや地域伝統芸能等の文化の普及に功労があったと認められる個人・団体を顕彰することにより、祭りや地域伝統芸能等の振興、ひいては地域の観光や商工業の振興に寄与することを目的とする。

### 2. 表彰の対象者

表彰の目的に照らし合わせ、副会長及び有識者の意見を聞いたうえで、会長が選定する。